

## ■ 審議会の運営について

- 1 設置根拠  
執行機関の附属機関に関する条例（資料2）
- 2 任務
  - ・市長の諮問に応じ、水道事業経営に関する重要事項について調査審議し、答申する。
  - ・水道事業経営に関する事項について、市長に意見を述べることができる。  
（吹田市水道事業経営審議会規則第2条による）（資料3）
- 3 任期  
平成28年7月1日～平成30年6月30日（2年間）
- 4 委員報酬  
日額 8,400円  
（所得税を差し引いた額を、会議開催後2週間を目途にご本人様名義の口座に振込させていただきます。）
- 5 開催回数  
年4～5回程度（通常は、水道部研修室で行います。）
- 6 水道事業経営審議会の審議の公開  
「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」において、審議会等の会議は、原則公開すると定められています。
  - ・傍聴 定員6名  
毎回、会議開催時に傍聴希望者の有無を事務局から報告、希望者がいる場合、会長に許可を求めています。
  - ・議事録 会議終了後、事務局にて議事録(大要、発言者個人名は記載しない)を作成し、ホームページに掲載しています。
- 7 これまでの審議会での審議事項（資料4）

## ■ 第11次水道事業経営審議会の審議予定について

- ◇ これからの水道事業経営の課題と対応
- ◇ 水道施設見学
- ◇ 予算・決算報告
- ◇ 水道部の取組と進捗